

身体拘束等の適正化のための指針

2022年4月1日

社会福祉法人 一隅苑
一隅苑デイサービスセンター
一隅苑ホームヘルプセンター

1. 基本方針

身体拘束防止に関し、次の方針を定める。

- ① 身体拘束は廃止すべきである。
- ② 身体拘束の廃止に向けて常に努力する。
- ③ 安易に「やむを得ない」で身体拘束を行わない。
- ④ 身体拘束を許容する考え方はしない。
- ⑤ 利用者の人権を最優先にする。
- ⑥ 身体拘束の廃止に向けて様々な手段を講じる。
- ⑦ やむを得ない場合、利用者、家族に丁寧に説明を行って、身体拘束を実施する。
- ⑧ 身体拘束を行った場合、常に廃止する努力を怠らず、常に「身体拘束ゼロ」を目指す。

2. 身体拘束防止委員会

身体拘束防止委員会は毎月の主任会議にて定期的を開催し、次の事を検討する。

- ① 発生した身体拘束を検証し、再発防止策の検討及び適切な手続きを行っているか検討する。
- ② 年間研修計画に沿った研修及び必要な教育の内容及び実施状況を確認する。

* 身体拘束防止委員会は各事業所の主任・副主任のメンバーで構成する。

3. 身体拘束発生時の対応に関する基本方針

- ① 緊急やむを得ず身体拘束等を行う場合は、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録する。
- ② 利用者、または他の利用者の生命または身体の保護をするため緊急やむを得ない場合には身体拘束が認められているが、これには「切迫性」「非代替性」「一時性」の3要件を満たし、かつ、それらの要件の確認等の手続きが実施されている場合に限る。

やむを得ず身体拘束を行う場合の3要件

以下の3要件をすべて満たすことを委員会等で検討、確認し記録する。

| | |
|-------|--|
| ① 切迫性 | 利用者本人または他の利用者等の生命、身体または権利が危険にさらされる可能性が著しく高いこと。 「切迫性」を判断する場合は、身体拘束を行うことにより、利用者の日常生活に与える影響を勘案し、それでもなお身体拘束を行うことが必要となる程度まで、利用者等の生命または身体が危険にさらされる可能性が高いことを確認する必要がある。 |
|-------|--|

| | |
|--------|--|
| ② 非代替性 | <p>身体拘束その他の制限を行う以外に代替する支援の方法がないこと。 「非代替性」を判断する場合は、いかなる場合でも、身体拘束を行わずに支援するすべての方法の可能性を検討し、利用者の生命または身体を保護するという観点から他に代替手法が存在しないことを複数の職員で確認する必要がある。また、拘束の方法も、利用者の状態像に応じて最も制限の少ない方法を選択しなければならない。</p> |
| ③ 一時性 | <p>身体拘束その他の行動制限が一時的なものであること。 「一時性」を判断する場合には、利用者の状態像等に応じて必要な最も短い拘束時間を想定する必要がある。</p> |

4. やむを得ず身体拘束を行う際の手続き

① 組織による決定と身体拘束に関する個別支援計画への記載

- ・ケース会議等で月に1回以上、組織として検討し決定する。委員会で慎重に協議し、基本的に職員個人の判断で行わない。
- ・身体拘束の態様、時間、緊急やむを得ない理由を記録する。ケース会議等で身体拘束の原因を分析し、身体拘束解消に向けた取り組み方針や目標とする時期等を統一した方針の下で決定する。

② 利用者、家族への説明

- ・身体拘束を行う場合、利用者、家族に対して、事前に身体拘束の内容、目的、理由、拘束の時間、時間帯、期間等をできる限り詳細に説明し、理解を得る。
- ・説明は管理者もしくは準ずる者が6か月に1回以上行う。
- ・事前に説明を行った場合でも、実際に行う際は必ず、個別に説明し理解を得る。

③ 行政への報告、相談

- ・身体拘束を行った場合は、行政に6か月に1回以上、相談、報告する。
- ・行政に報告することで、支援の困難な事例に取り組んで、組織的な虐待及び身体拘束防止を推進する。

④ 身体拘束に関する事項の記録

- ・身体拘束を行った場合には、態様、時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得ない理由等必要事項を記録する。
- ・緊急やむを得ない場合に該当しないと判断された場合は、直ちに拘束を解除し、利用者及び家族に報告し、記録する。
- ・各記録には利用者が退去等でサービスが終了した日から5年間保管する。